

【入院時食事療養費・入院時生活療養費に関する事項】

◎ 入院時食事療養費/入院時生活療養費(I) (食)第557号

- ※ 当院は標記の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は午後6時以降)、適温にて提供しています。
- ※ 食事負担額(標準)は、1食につき**510円**と定められています。年齢、世帯収入などにより減額される場合があります。